

令和7年12月定例会 一般質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「市民に開かれた香芝市政をめざして」

○青木恒子 皆さんおはようございます。日本共産党の青木恒子です。

青森沖で震度6強の地震が、そして六ヶ所村の核燃料プールの水があふれ、住民の緊張と不安が高まっています。心からお見舞い申し上げますとともに、国の被災者支援を早急に行ってほしいというふうに思います。

今回、質問におきまして、大項目、市民に開かれた香芝市政を目指すというところについて質問します。

この香芝市政、市民に開かれた香芝市政をするためには、行政の透明性と公平性が求められます。また、議会においても活発な審議、そして香芝市の職員の皆さんにとっても今まで積み上げてきた実績や自由闊達な発想をもって市民サービスをすることが自治体の役割と考えています。

ところが、昨日の一般質問の中で福岡議員のあの発言にすごく衝撃を受けて、昨日はこの質問も深く考えることができなかつたほどです。昨日の到達度確認試験、市の職員における到達度確認試験、国語と、裁判のことかな、法律のことについてということで、合否基準は市長がされるということ。そして、何よりもっと驚いたのは、その到達度確認試験の結果は全職員に結果、順位を開示するという、初めてこういうことを知って、本当にショックです。採用試験で採用されてる職員に対してこのようなことをされてるということについては、自由闊達な発想をできなくなるのではないかと。そして、この年度におきまして、まだ最後までいってませんが、今8名の職員が途中で辞められていってるという、本当に市民にとっても大きなマイナスだというふうに感じているところです。

第1問として、この二代表制についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

壇上からの発言はこれでおしまいです。よろしく申し上げます。

○市長 2点お尋ねございましたが、まず管理職員継続研修到達度確認試験につきまして、この結果につきましては庁内で共有するものでございまして、公表はしてございません。受験者は順位や結果を知ることで他者の理解度を知ることができ、相互に伝え方や相談の仕方を工夫できるようになるものと考えてございます。その結果、相手の理解度を把握した上で協議等に臨むことができますので、誤解を減らし、問題解決や職務遂行が円滑になることにつながるものと考えてございます。

そして、2点目の二代表制に対する私の見解についてでございますが、憲法第93条第2項には、地方公共団体の長と議会の議員は住民が直接選挙することが規定されております。

住民が長と議会という二元的な代表を持つことが二元代表制の特徴でございます。二元代表制におきましては、長と議会とが相互の抑制と均衡によって一定の緊張関係を保ちながら、それぞれが対等の機関として、地方公共団体における重要な案件について議論等することが二元代表制の在り方であるものと考えてございます。

○青木恒子 先ほど説明をしていただきましたけれども、到達度確認試験の結果は庁内において順位を発表するということですが、実は学力テストとか、そういうのは子供の世界の中におきましても不登校とかいじめを生み出す根本であるというふうなことも言われているところです。それが職員の中でされるということはいかかなものかということを考えていますし、そして退職者が多いということを感じました。香芝市で働きたいという職員が減っていくようでは香芝市の発展はないというふうに考えています。これ私の考えです。

そして、二元代表制については、行政の運営や権力の集中を議会が監視、チェックするという役割、そういうふうな立ち位置にあるというふうに思いますので、二元代表制は本当に大事だなというふうに思っているところです。

それでは、2問目に行きます。

議会は市長はじめ執行機関を監視、常に緊張関係を保つことが望ましいと考えますが、市長の見解を教えてください。

○市長 退職者の推移につきましては、市長が替わったから、そのために増えているというふうなご指摘は全く当たらないものと考えてございます。それぞれの個人の判断によって、自らの人生において選択をされているものと考えてございます。

2点目についてでございますが、先ほど申し述べましたとおり、長と議会とが相互の抑制と均衡によって、一定の緊張関係を保ちながら、議会は長と対等の機関として、地方公共団体における重要な案件について議決し、その執行を監視、また積極的な政策提言を通して議論することが二元代表制の在り方であると考えてございます。

○青木恒子 私、多いという判断は個人的な判断ではなくて、ちょっとお聞きしたところによると、昨年は11名、今年は8名、そして市長経験者もおられるのでお聞きしたら、1名とか、それくらいというふうにお聞きしたので、この数は決して少ないわけではないということだけお伝えしておきたいと思えます。

それでは、先ほどの回答の中に、議会には検査及び調査、その他の権限を有するとありますが、行政への議員からの資料請求にすぐ遅れがあるわけですが、その遅れがどういふふうな影響を及ぼすと考えておられるか、お願いします。

○市長 退職者の推移については、この直近10年間は5人から11人程度で推移してございます。昨日答弁しておりました年度途中の段階ですが、この8名というのは特に多いものとは考えてございませんし、時々事情によって左右される数字であると考えてございます。

2点目につきましては、市長公室長から答弁させます。

○市長公室長 資料の提供についてのご質問についてお答えいたします。

資料請求につきましては、請求対象文書の特定が容易に行えるものでございましたら速やかに提供しているところでございます。一方で、文書の特定が容易に行えない場合には、文書を特定するために再度確認を行うことでありましたり、対象となる文書を調査するために時間を要することとなり、速やかに提供することができないことがございます。

また、議員が従前からご指摘いただいております会議の会議録につきましては、会議が長時間に及ぶ場合であり、発言内容の確認及び校正に時間を要することとなります。このような資料につきましては、職員の負担の軽減にも配慮しつつも、担当課室の職員におきまして、時間外勤務をしてでも可能な限り速やかに公表や提供することができるように努めているところでございます。

○青木恒子 なぜこれを伺いますというか、議員の調査権は行政を監視するための不可欠な権限であるということでお伺いしてるところです。

総合教育会議は7月におかれても、ついこの間、やっと開示ができるという、そういう段階でした。そして、2回、3回と総合教育会議が行われたにもかかわらず、議事録は提示されないという、そして資料等もいただけないという、そして質問についても、このことがあるために遅れたという、そういう結果があります。ぜひとも、議会や委員会での質問に間に合わないような、89条の第2項の検査になる資料が本当に届くのが遅いのであれば、今後改善していただきたいというふうに思います。

教育課題についての資料請求の最終決裁はどこが行っているのか、お尋ねします。

○市長 市長部局の資料につきましては、私のほうで最終の決裁をしております。教育委員会に属するものについては教育長のほうで最終の決裁をしております。

○青木恒子 教育部のほうも市長が決裁されてるということはないということでしょうか。

○市長 相互に内容が重複するものについては合議等する場合もございますけれども、基本的に教育委員会単独の権限に属するものについては教育長のほうで最終の決裁をしているものと認識をしております。

○青木恒子 そしたら、今後とも、独立機関である教育と行政ということで、きちっと分けていていただきたいというふうに思います。

それでは、総合教育会議なんですけれども、資料のほうの3ページを開けてください。

3ページにおきましては、総合教育会議は公開するというふうなことが基本的に書かれています。それにおいて、福祉教育委員会でも質問しましたが、なかなかこの公開がされていない。いつ、どこでやるのかということについても、公開されてるにもかかわらず、提示されていないということについて、このことについてどうお考えか教えてください。

○市長 総合教育会議の招集につきましては、市長のほうで行うとされてございます。その会議の公開の在り方についてでございますが、特に令和7年度の第2回につきましては、議員ご指摘のとおり、ご案内が前日頃に行われたものと聞いてございます。その会議室等の調整に時間を要したと聞いてございますけれども、今後は、なるべく早く、可能な限り、1週

間程度前を目標に、お知らせをさせていただきたいと思います。

また、会議録につきましては、やはり文字起こし等を丁寧にさせていただいておりますので、一定の時間を要します。これは議会の議事録につきましてもかなりの期間を要しているところがございますので、それよりも早く整備はさせていただけるようには思っておりますので、その日にやって、その日に出来上がるものではないということをご理解いただいで、数か月ぐらひは要しますが、なるべく丁寧に、速やかに公表できるように努めてまいりたいと思います。

○青木恒子 それでは、総合教育会議が1回目も2回目も3回目も公開されていない中で、議事録が公開されていない中で、本来会議というのは、1回目の議事録を見て、次はこれだなという形で市民は参加するわけですが、どれも開示されなくて、7月に開催されたのがついこの間公開されるという。本来なら、そういう手順であれば、1回目の議事録が出て、2回目を持つべきと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。丁寧に言うなら、そうすべきだと思います。

○市長 議事録をどのように整理して公開するのかというところにつきましては、総合教育会議におきまして決定するものとさせていただきます。その上で、同会議においては、議事録を公開するまで次の会議を開催してはならないというような制約は一切ございませんので、先ほど申し上げましたように、なるべく速やかに整理をして公表させていただくという方針で取り扱ってございます。

○青木恒子 それでは、皆さん、3ページの7番を見てください。

地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないというふうに書いています。そういう意味におきましては、遅滞なくしていくべきだというふうに思います。そして、市民にとって優しい公開の在り方というのは、1回目の議事録を見て、そして2回目に参加する、2回目の議事録を見て、3回目に参加するという、市民に優しい公開の在り方ということを今後検討していただきたいし、またそれが不十分だとしたら、中継のほうをお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長 先ほども申し上げましたけれども、議事録を公表するのを待ってからでしか次の会議を開けないということではないものと認識をさせていただきます。それは議会のほうも同様でございます、本会議1日目を開催した後、その議事録が取りまとめられなければ次の本会議を開催されないというような取扱いをしていないということも同様でございます。

中継のご提案いただきました。総合教育会議の内容を中継するかどうかにつきましては、システムの制約等もございますので、検討させていただきます。

○青木恒子 まず、システムということにおけば、福祉教育委員会とかでもあそこでやりますので、中継できるところでしていただいたらいいかなというふうに思います。ぜひとも、このことをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に参ります。合議体である教育委員会での審議の尊重についてお尋ねします。

この間、教育委員会での十分な審議がなかったり、教育委員会会議録に掲載されていなかったり、市長と教育長で合意したことが教育委員会で審議されずに制度として示されるなど、教育委員会の軽視や市長の介入のように思えてなりません。ぜひとも、そういうことについてお尋ねします。

9月の市長の行政報告においても、各部署は大体1ページで終わってるところが、教育の部分になると4ページにもわたっています。そのことについてどういうふうにお考えか。法的根拠を示してください。

○市長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないので、明確なお答えすることは困難でございますが、行政報告については基本的に各部署において取りまとめて、それを私が代表して行っているものと認識をしてございます。その分量につきましてのお考えというところでのお尋ねですが、特に特段の思いはございません。

○青木恒子 例えばラーケーション制度の導入のことについてお伺いしたいんですが、市長と教育長で相談されて行ったということを知っています。しかし、本来なら、これは教育の中身に関わることでありますから、教育委員会会議で決めていくべき問題ではなかったでしょうか。

○市長 私と教育長のほうでも意見交換もさせていただいております。それは駄目なんですか。駄目だという根拠をおっしゃってください。私はそのように考えてございませぬし、その後において教育委員会においても議論されているというものと承知をしてございませぬ。

○教育長 失礼いたします。

ラーケーションについてご質問ですけれども、これは市長が言われましたように、私と市長の中で話合いをしました。話合いちゅうのは、何日間に1回とか、必ず持ってます。今こんな状況ですって報告もあるし、その中の一つです。これについては生駒市とか王寺町が既にやったりしました。私もそういうのは興味を持ってましたんで、ああ、いいですねっていう話の中で進めてきたこととございます。教育委員会会議にも、教育委員さんにも諮っております。

○青木恒子 まず、教育委員会というのは独立した機関というのはご存じだと思いますし、そして合議制であります。合議制で決められた内容を教育長が取りまとめて、そしてそれを移管していくということは間違いのないわけですが、そういうことの約束事がここに書いています。教育委員会の職務権限というのは、4ページを開けてもらったら分かりますけれども、教育委員会の職務権限って結構多いわけなんです。結構多くて、例えば防犯カメラにおきましては、7番の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関することとか、本当に教育に関わるものが19項目あるわけなんです。これは合議制で決めていくわけなんです。教育長が決めるわけではありませぬ。合議制で決めた内容を教育長が今度はこの予算が要るからということで市長に報告するのはありだと思っておりますが、内容についてはそうです。

そして、市長の職務権限が6ページの下にあります。市長の権限は、教育大綱の策定をする事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し及び執行するです。市長の教育に関する職務権限は、この6つになっています。これは教育行政法に載っているわけです。これについて今お尋ねしているわけです。なぜ悪いのかということについて、これについての見解を教えてください。

○市長 教育に関する事項につきましても意見交換はさせていただきます。自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）につきましても、私が決めたから実施をされているわけではないんです。分かりますか。私が決めたのではないんです。そのあたりを誤解しないようにしてください。教育委員会、また事務委任等を受けた教育長の権限において実施をしているものと認識をしてございます。ラーケーション制度につきましても、教育委員会会議でも理解を得られているということで私も聞いてございますので、先ほど答弁したとおりでございます。

○青木恒子 教育委員会会議では、この報告を受けたというだけで、審議はされていません。議事録を確認してください。私は、教育の中身というのは深いものがあるからこそ、合議制で諮るものです。そして、権力が介入しないためにも、独立性を尊重してるわけですから、そこは市長と教育長、そして教育委員会の関係というのは、法的なものについて守っていただきたいということを切に願いたいと思います。これはラーケーション制度の導入、ラーケーションの問題が悪いということを決して言っているわけではありません。合議制であるから、そこの中でいろんな見解があって、いろんな意見があって、この場合はどうする、この場合はどうするかという審議を深めることが民主主義の一步だと思っておりますので、そのことについて言ったわけです。そして、教育長は教育行政の専門家ですから、地域住民や保護者、学校関係者の対話、教育現場の声を反映するというので、市長の対話だけでは駄目なわけです。そういう意味において、学校運営協議会があるというふうに私は認識しています。この間については、そういうことは、いじめの予防の問題についてもそうですし、そういうふう感じてますので、ぜひとも、今後、この上位規定である教育行政法、これについて守っていただきたいというふうに要望して終わります。

それで、次、広報の在り方、報道の在り方ということについて質問をしたいと思います。

この報道というのは、前にもお伝えしましたが、標準服の問題もそうでしたし、五位堂の問題、そしてあとラーケーションの問題もそうですが、奈良新聞なんかには、議会の前に、二上駅北側に広場、工事請負費9,480万円、こども図書館3,000万円、五位堂、志都美小学校複合化検討する基本設計委託料1億円、これ何も検討してるわけじゃないんですね、議会で。それを先にもって報道機関に連絡するというのについては、これは議会軽視につながるのではないかと確信を持っていますが、いかがでしょうか。

○市長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難ですが、議員がご指摘されるような、議会に審議していただくべき案件をその審議前に報道機関に対してお知らせをするということは、これまでも実施をしてきたこととございます。議会におい

て議案を提出させていただきただけでは、急に出されてきて、唐突に出されてきて、検討の時間もないとおっしゃる議員もいらっしゃいます。だけど、事前に市の方針を明らかにすると、議会は聞いていないということで批判をされる。一体、我々はどうしたらいいんですか。市の方針としての内容をなるべく早く市民の方にお知らせをするという方針であることは先般の福祉教育委員会でもお知らせしたとおりであり、これからもその方針は堅持してまいります。

○青木恒子 早く市民に知らせたいというのなら、総合教育会議の議事録なんか、決まったことを知らせるべきです。そして、その予算とかが決まっていないのに提示するというのは、明らかにこれは議会軽視です。議会で決まっていく内容を。市長はどうすればいいんかとおっしゃいますけれども、それは前もっていつもレクチャーを受けています。市の担当所管のほうからレクチャーを受けています。別に、そこを受けないで、報道機関から知るといえるのはもってのほかだと私は思っています。まず何よりも、議会と、それと市長部局、担当所管含めて、二元代表制というのはそういうことではないでしょうか。議会で決まっていない内容を早く市民に知らせたいからといって届けることは、これは議会軽視につながるというふうに思っています。

○市長 今のを質問と捉えて答弁しますが、その報道発表させていただいてる内容についても、各議員に直ちに、基本的には同時に発表、お知らせをさせていただいてるところでございます。青木議員も報道資料を受け取られていると思います。市民に公表する前に、議員さん方に特別に公表するというような考え方は基本的には持ってございません。市民の方と同様に、しかしながら方法については確実に伝達されるように報道資料をしっかりと議員の皆さんにお届けはさせていただいております。まだ一般に公表していないものについて、議員だけ特別に先んじてお伝えをするというような考え方は基本的には持ってございません。しかしながら、各議員の中にも、これまでにいろいろな分野で、これについて議会でも取り上げられているものということにつきましては、こういう方向でさせていただきたいというような方針を、青木議員も先ほどおっしゃってましたけれども、レクチャーと申しますか、ご説明にあがるというようなことはあり得ると思っておりますけれども、特にそういったことがないのであれば、基本的に前もって議員だけにお知らせをして、その後に報道機関や市民の方にお知らせをするというような順序を確立された考え方があるものとは認識はしてございません。

○青木恒子 この議会で審議して初めて、議決をもって市民に知らせるべきではないですか。予算についてもそうです。ここでじゃあ審議していることは軽んじてるというふうに思われてはならないから、議会軽視だというふうに言ってるわけですか。これは本当に法の専門家ですから、ぜひともそれは調べてみてください。

そしたら、次にお伺いします。職員の人事異動についてお伺いしたいと思います。

人事異動について、市長の見解をお聞かせください。

○市長 人事異動に関して、どのような方針について実施をしているかという趣旨のご質

問でよろしいですね。

(8番青木恒子「はい」との声あり)

同一の課室での所属期間が連続して6年を超える課長級以下の職員及び同一の課室での所属期間が3年を超える入庁8年目以下の職員は、原則として異動の対象としてごさいます。

また、在職年数にかかわらず、経験が十分であり、かつ能力の高い職員につきましては、積極的に昇任させるものという方針を持っております。

また、人事異動につきましては、定期的には4月及び10月に実施する方針でありますけれども、産前また産後の休暇、育児休業、病気休暇等の長期休暇の取得の時期、各部室における事業の実施状況や本人の意向等を踏まえて、適材適所を旨として、4月及び10月の定期異動以外の時期においても、柔軟性を持って実施する方針でございます。

そして、人事異動に伴って市民サービスに影響がないよう、特に異動の対象となる職員が担当する業務につきましては常に引継ぎの準備を整えておくよう、職場風土の醸成に努めているところでございます。

令和6年度からは、配置や職務内容に関しての職員自身の意向を聴取する機会を取る制度、自己申告制度も設けるなど、適材適所の人事の実現を目指して取り組んでいるところでございます。

○青木恒子 能力の高い職員を積極的に昇任ということは、先ほど言われた到達度確認試験を土台にするわけですか。

○市長公室長 到達度試験につきましては、あくまでもその試験の目的がございまして。人事に関しましては、任用につきましては、やはりその職員の能力でありましたり、人事評価といったところも昇任の選考する上での一つの要素となっております。あと、やはりその働き方、働きぶりといったところも非常に大事なところかというふうには考えております。

以上です。

○青木恒子 人事異動ということで、市民からもいろいろお声は聞いているわけですが、この大きく人事異動しては、ここはちょっと難しいなという課についてはどこだというふうに思われますか。

○市長 お尋ねの趣旨が少し分からないんですけども、人事異動で特に難しい部署はどこかというご質問ですか。大きく、もちろん……。

○議長(筒井 寛) 青木議員、質問の趣旨を明確に、もう一度お願いいたします。

青木議員。

○青木恒子 先ほど6年を超える課長以下の職員とか、そういうふうな原則を決めておられたというふうに思うんですけども、なかなかこの原則どおりにはいかない担当所管ってきつとあると思うんですけども、その所管についての、ここはちょっと、もっと融通を利かさな駄目だなというようなところの所管はどこだというふうに考えておられますか。

○市長 先ほど答弁しました内容につきましては、特に若手職員について、同じ部署に長期

間にわたって在籍をしてきたというような傾向が本市にはございまして、一般職の公務員として任用されたからには、特に若手、中堅までのうちにおいては様々な部署を経験して、ローテーションの上で、知識を取得して、技能を磨いていただくという人材育成の観点から、そういった方針を取るものとしたものでございます。

そして、お尋ねの、特にこの原則どおりになかなかいかない部署はいずれかというところにつきましては、特に現時点では思っておりませんが、その時々々の状況、直近における異動状況であったり、あるいは、さらにその次の異動を見据えた場合において、特定の職員が今この原則に従って異動をしてしまうと業務の連続性が不十分になってしまうというような場合においては、個別事情を考慮して対応する必要があるものと考えてございます。

○青木恒子 ぜひと、融通を利かせた人事の異動ということを考えていただきたいと思えます。市民のほうから窓口に行って、あ、あの人がもういないとか、そういうことで今混乱を招いてるような気がしてなりません。一つは、例えば生活保護におきましては、1人のケースワーカーが80事例を持っているわけです。そして、生活と本当に厳しい中での支援をされているわけですが、その80事例を本当にきちっと引き継いでいくにはどれだけかかるのかも考えまして、そういうこと、社会福祉課でもそうです。虐待を受けてる子供さんの把握をしている方とか。そういう意味におきましては、一律に人事異動がこのとおりにはないというふうなことを考えていただきたいと思いますというふうに思います。これは要望にしておきます。

では、次、2つ目を聞きます。

香芝市の職員数について、香芝市は他市と比較してどうでしょうか。充足しているでしょうか。

○市長公室長 本市の職員数の令和6年度の状況につきまして、総務省が実施しております類似団体別職員数の状況における人口1万人当たりの職員数で比較いたしますと、類似団体の平均では65.53人に対しまして、本市は69.35人となっております。やや多い状況となっております。しかし、県内の類似団体である大和高田市では91.33人、大和郡山市では69.91人、天理市では77.78人、桜井市では79.08人と、比較いたしますと本市は少ない状況となっております。令和6年4月1日現在の職員数におきましては、普通会計部門では545人、公営企業会計等を含む総数につきましては602人となっております。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひと、他市と同じような形で、また採用のほうも広げていただきたいと思いますというふうに要望しておきます。

次、市民対応の窓口は市民生活に安心をもたらすところと考えていますが、現在の課題について何かあったら教えてください。

○市長公室長 市民窓口への対応につきましては、正確で迅速な手続、親切で公平なサービスが求められるところでございます。人事異動によりまして担当者が替わりますと、新任者が業務に慣れるまで一定の時間を要しますため、一時的に手続の遅延等が発生する可能性

があることなどが課題であると認識しております。しかし、人事異動を適切に行わず、職員が同一の部署に長期間所属した場合には、業務の属人化を招きます。また、担当者の過度な負担や組織の硬直化を生み、業務知識やノウハウが適正に引き継がれなくなり、窓口対応の質が低下するという課題もございます。これらの課題を踏まえまして、職員が様々な部署を経験することで、職務遂行能力が向上し、柔軟な組織体制の構築や安定した市民サービスの提供につながると考えておりますため、人事異動によりまして窓口対応に支障が生じないよう、マニュアルの整備、またオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）、また平常時からの引継ぎの準備に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○青木恒子 ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。担当所管は本当に実績を積み上げて、ある意味市民の宝だというふうには思っています。そのことがいかに市民サービスにつながっていくか、そして自由闊達な審議ができるかということが課題だと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

「デマンド乗り合いタクシーの値上げについて」

○青木恒子 それでは、大きな大項目のデマンド乗合タクシーの値上げの見直しについてお尋ねします。

市長の5つの政策の一つであり、2つ目に書かれている高齢者世帯で日常生活の買物さえもままならず、2時間かけて隣のスーパーに買物に行くとか、そういうふうなこと、そしてまた遠方に住む子供に頼って買物しているなど、高齢者の買物の支援、また日常生活の支援というふうに入力していくということで、バスやタクシー、市内交通の充実を図り、状況に応じて交通費の助成を実施し、自家用車がなくても暮らせるまちづくりを目指しますというのが市長の公約でありました。

2015年、デマンドタクシーが本格運用されましたが、その経過とか目的についてお知らせください。

○都市創造部長 平成10年から香芝市役所及び香芝市総合福祉センターの利用者のために無料で運行していた香芝市公共バスは、途中乗車ができない運行形態を取っており、また車両の大きさ等の事情から進入することが困難な地域もあって、全ての人が利用しやすいものであるとは必ずしも言えない面があったことから、利用者からの多くの改善を求める要望がございました。これに対応する施策として、誰もが居住する地域にかかわらず移動の機会の公平性を担保することを目的に、香芝市デマンド交通の運行を開始したのが経緯でございます。

以上でございます。

○青木恒子 本当に、誰もが安全・安心、快適に移動できる、人に優しい都市づくりということで、市民からの要望を受けてこれが実施されたら、そして他市からも注目されて、見学

者も多いというふうなことを聞いています。しかし、このことが、物価は今高騰で、国民年金を利用してる高齢者に対して、市長の公約でもない、200円から500円になぜ値上げするのか。今、お米券を配るというふうな国の政策もあるような中で、なぜこの香芝市は高齢者に冷たいのかという声もお聞きしているところです。この10月の物価高騰は3%上がって、50か月連続上昇です。アベノミクス以降、実質賃金は連続マイナス年額34万6,000円です。年金は13年間、実質8.6%引下げです。月10万円以下の女性の低年金の方がたくさんおられます。このバスを使われ、タクシーを使うということについては、本当に必死な思いで使ってはるわけですが、なぜ物価高騰の折に香芝市がこの値上げを決めたのか、これについて教えてください。

○都市創造部長 デマンド交通の運賃の改定については、主に4つの理由がございます。

1つ目は、現在のデマンド交通の利用が一部の方に偏っていることでございます。令和6年度では、年間総利用回数約4万6,000回に対して、実利用者数は2,464人とどまり、しかも年間利用回数の多い上位247人の利用で、年間総利用回数の約50%を占めております。247人に対して約4,600万円の事業費の半分もの金額を費やしていることとなります。一部の限られた方が大きな利益を享受しております。一方で、それ以外の方にとっては予約の取りにくい状況が続いているため、是正の必要がございます。令和7年度の実績でも同様の傾向が見られます。

2つ目は、現行のデマンド交通の運賃と民間事業者によるタクシーの運賃に大きな乖離があり、一般社団法人奈良県タクシー協会や地元事業者等から、デマンド交通の運賃が廉価であることによって民間事業者のタクシーの営業が困難となっており、かえって香芝市内での交通の利便性を損なっているとの指摘も受けております。

3つ目は、民間事業者によるタクシーの運賃と比較して、あまりにも低額であることから、現行のデマンド交通の運賃については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条に規定する不公正な取引方法としての不当廉売に該当する可能性があるとの公正取引委員会の見解も示されているところでございます。

4つ目は、デマンド交通の委託料が年々増額し、今後も委託料の増額が見込まれることでございます。

以上のような諸事情を踏まえ、受益に応じた負担の見直しを図り、持続可能な地域公共交通としてのデマンド交通の事業を継続していくため、運賃の改定が必要であると判断したものでございます。

以上でございます。

○青木恒子 市民の皆さんから本当にたくさん声を寄せられています。知らない方からも電話をいただき、なぜこの時期に2.5倍の500円になるのだと、そういうふうなことをお聞きしているわけです。これは市民の全くの声です。こういう声を聞いています。「定期的に病院に通い、一人住まいで外出することも減っている。家まで来てくれるデマンドタクシーのおかげで病院にもやっと思行ける。もし値上げされると、毎日の食費を切り詰めるしかない。

もう一人の方は、「公民館行事で定期的に余暇を楽しんでいます。命ある限り、楽しめたらと思います。デマンドタクシー値上げを聞いてショックを受けています。行き帰りで1,000円、出かけるのをやめようと思います。私たちの楽しみを奪わないでください」。もう一つ、「家族の勧めで車の免許を返上しました。外出するのがおっくうになり、家にいることが多くなり、デマンドタクシーで助かっています。値上げになると物価高騰で、出かけるのをやめようかなという気になってしまいます。値上げは命を縮めることにつながります。値上げをやめてください」。この公共タクシーの役割は、長寿寿命を、命を大切にするという役割も果たしてると思います。

先ほどのお答えだって間違ってるなと思ったところがあります。樫原市では大人300円です。宇陀市では大人、タクシーですよ、310円、市外520円。隣の葛城市では、何とタクシーもバスもミニバスも100円です。これで例えば公正取引のほうに引かかるんやったら、もうここは既に引がかかってるはずですよ。そして、地方公共団体のサービスの公共性っていうのを正当な理由があるわけですから、これは不当廉売に当たらないと。目的が公共の利益ということになりますから。地域住民の移動手段の確保、交通弱者対策です。そして、公共サービスとしての利便性の向上、地域経済の活性化や福祉の向上という目的がある限り、これは当たりません。

そして、タクシー業者というふうにおっしゃいますが、タクシーを主に使われる早朝の時間、そして働いておられる方が使う、その時間についてはきちっと空いてるわけですから、全くこれには当たらないというふうに思いますが、ぜひともちょっとまた考えていただきたいなというふうに思いますが。

先ほどの、これについて、私的独占の禁止及び公正取引確保に関することについてはどういうふうなお考えですか。

○市長 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関して、同法第19条に規定する不公正な取引方法としての不当廉売に該当するか否かにつきましては、これは事業者、その主体が地方公共団体であるからといって、この不当廉売該当性が否定されるものではないと考えてございます。本市におきまして、私が考えているだけではなくて、そのように解するものでございます。

本市におきましては、民間事業者のタクシーの営業を十分行うことができる市場環境にあるものと考えてございます。そういった環境があるにもかかわらず、地方公共団体、つまり本市がデマンド交通として、予約制のタクシーのようなものでございますけれども、これを運行することによって、今民間事業者のタクシーの初乗り運賃が700円台に上ってございます。本市の端から端までデマンド交通は行けるわけですが、端から端まで民間事業者のタクシーで行きますと、かなり、1,000円、2,000円と上ってきますけれども、それらと比較して著しく廉価な運賃で事業を継続してしまうと、民間事業者のタクシーの営業することができる市場環境があると民間事業者の各団体もおっしゃっているわけですが、これがあることによって参入が著しく困難となっていると、参入障壁となっているとい

うことでございますので、これはかえって、デマンド交通のタクシーの台数は限られてございますし、予約は取りにくい状況でございます。一方で、民間事業者のタクシーが先ほど申し上げたような理由によって営業することができていないということは、これはかえって香芝市内での交通の利便性を損なわれているというご指摘もあるところでございますので、これを是正しようというものでございます。値上げの部分につきまして焦点を当てると、値上げということになってしまうんですけれども、交通費助成もしっかりします。これについては繰り返し答弁してますので、それらを併せて考えていただければ、ご理解いただければと思います。

○青木恒子 まず、そういうふうなことでしたら、法律的に、だったら、そしたら橿原市も、宇陀市も、そして隣の葛城市も違反してるということになりますので、そのあたりをちゃんと調査してください。実際やってるわけですから。

次の質問に移ります。

利用料の値上げの理由は、一部の人の利用回数が多く、ほかの人の予約が取りにくいという市からの説明がありましたが、値上げすることによって、多くの人が利用し、予約は取りやすくなるのでしょうか。

○都市創造部長 運賃を改定することによって、年間総利用回数の約半分を利用されてきた約250人程度の方については利用が抑制されることとなるというふうに考えております。その結果、予約状況が改善され、その他の方々が利用することができる機会が増えることによって実利用者数は増加することになるものと思料しております。

以上でございます。

○青木恒子 年間たくさん利用した人が悪いような発言は、自治体としてはいかがなものでしょうか。行政発言としてはおかしいのではないのでしょうか。その利用者の方々の、その250人の方の声を聞かれたのかどうか。その250人の中に命を縮めるという思いの方もおられるのではないのでしょうか。そういうことを考えるのが地方行政の役割だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○都市創造部長 申し訳ございません。250人の方についての利用状況については確認しておりません。

以上でございます。

○青木恒子 まずは、実態から即して政策を練り上げていくべきだというふうに考えます。

高齢者が増えていく傾向を把握していく中で、なぜ実証運行しなかったのでしょうか。今度、実証運行される場所もあるというふうに聞いています。実証運行してから市民の声を聞いて、そして助成内容の検討もしていないのに、これは手続上大きな課題があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○都市創造部長 実証運行の意味することが明らかでないため、お答えすることは困難でございます。運賃の妥当性については検証しており、令和6年度の1回乗車当たりの運行経費は1,183円であり、受益者負担割合は約17%でございます。改定後の運賃においては約4

2%となり、民間事業者によるタクシーの初乗り運賃750円と比較しても約66%でございます。また、民間事業者によるタクシーを2人の方が5キロ乗車した場合の運賃が2,350円と比較しても約43%であり、改定後の運賃も、なおも安価な水準であるとともに、現状における諸課題を一定程度是正するために必要な金額であり、妥当な水準であるというふうに考えております。

以上でございます。

○青木恒子 まず、このタクシーを利用されるのは高齢者であるということが明らかです。そして、2045年には香芝市は高齢化率が36%になります。そして、外出することによって健康増進が図られている。健康かしばの計画を見ますと、健康寿命は男女とも奈良県平均を大きく上回っています。こうすることによって健康寿命を縮めるようなことがあってはならないと、そういうふうに考えます。

次の質問に行きます。

70歳以上に5,000円程度の交通費補助の導入と市長からの説明がありましたが、具体化がされておらず、値上げのみが先行で、市民の声を聞かないまま、9月議会だけの審議で4月からの値上げは決まってしまいました。あまりにも早過ぎる、拙速ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○都市創造部長 デマンド交通を利用されるに当たっての費用の増加に関しては、全体の約60%程度を占めるデマンド交通を月に1回利用されない方に関しては、年間の負担額は約3,000円程度の増加となり、全体の約10%程度を占める月に2回程度利用される方の場合であっても、年間の負担額は約7,000円程度の増加となります。いずれの場合であっても、費用の負担の増加は極めて限定的でございます。本市としては、受益に応じた負担の見直しを図り、持続可能な地域公共交通としてデマンド交通の事業を継続していくために運賃を改定する必要があると判断しております。その判断が稚拙なものであるとは考えておりません。

なお、交通費補助につきましては、日常生活における買物等のための移動を支援し、行政施策として果たすべき最低限度の移動手段の保障という観点から、高齢者で希望する方に対して年間約10回程度の運賃相当額を補助する施策を実施する予定でございます。これにより、最低限度の移動に要する負担額は実質的に値下げまたは無償化が図られることとなり、利用の平準化と利用促進の両立を図ることができるものと考えております。補助の方法につきましては、交通費に限定するのか、それとも用途を限定せず、交通費を含めて広く使用することができる商品券の配布等とするのかについても現時点で検討しているところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 今、検討中だと、そして4月からは値上げと、こういう考え方は拙速であって、何でもないというふうに思います。あまりにも急ぎ過ぎる、審議が不十分。そして、自治体が公共交通に対して補助金を出すことは公共目的達成のために政策判断であり、正当な理

由があります。ということなら、1人当たり5,000円程度の補助制度を出すのなら、値上げをしなくても、それに出していくことによって補正できるのではないかということが一つの案です。他市ではやっている、香芝市ではできないという理由はないというふうに思いますので、考え方をまた示していただきたいというふうに思います。

70歳以降の補助制度についてはいつまでに決まるんですか。

○市長 早急に方針を決定して、市民にもご説明申し上げたいと思います。

○青木恒子 市民のほうは、値上げありきで進み、後々こういうふうに出てくるということ、本当にこういうふうなやりようは十分な審議ができていないということの表れだと思いますので、これから政策発表なりするときは、十分な審議の上お願いしたいと思います。

「小・中学校校舎内の防犯カメラ設置について」

○青木恒子 大項目の3の小学校、中学校校舎の防犯カメラ設置についてお尋ねします。

香芝中学校だったら、例えば48台、校舎内に設置と聞いています。小・中学校の校舎内に防犯カメラを設置するということについての目的は何なんでしょうか。

○教育部長 防犯カメラ設置の目的でございますが、防犯カメラは、犯罪またはいじめの未然の防止を図るとともに、これらの発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備し、もって児童及び生徒の安全を確保することを目的として設置するものでございます。

○青木恒子 この問題についてはずっと質問してるわけですけども、映像データは個人情報そのものです。そして、そのデータは、いつまでデータを保管し、誰が閲覧し、これはデータが漏れたときはすごく悪用のリスクがありますが、それについてはどうでしょうか。

○教育部長 防犯カメラの運用等については、香芝市立小学校及び中学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱で定めておまして、その中で、保存期間につきましては90日間保存するというふうに定めております。また、その管理につきましても、そこにつきましても、教職員等が自由にそういうのを見れるというわけではなく、それを校長なりが見る権限というところも要綱のほうでは定めております。

以上です。

○青木恒子 この要綱は、私も質問のときにいただいて初めて見たんですが、いつ、どこで決められて、この要綱はどこが、教育部だと思えるんですけども、皆さんご存じなことなのかどうか。このことについて教育委員会とかでも考慮されたのかどうか、お伺いします。

○教育部長 要綱の制定につきましては、令和7年9月8日に制定しております。教育委員会が制定したものでございます。

以上です。

○青木恒子 この件一つ取りましても、防犯カメラをつけるが先ありきです。その後、要綱をつくっていく。これこそ審議不十分というふうに、手続が逆になっています。ぜひとも、

そういうことがないようにしていただきたいということを一つ申し上げておきます。

そしてあと、私も教育委員会会議の議事録をちょっと調べようと思いましたが、7、8、9、10、11というふうに、まだ議事録は提示されていないんですけれども、それについてはいかがでしょうか。やはり、内容が多いから遅れてるということでしょうか。

○**教育部長** 議事録につきまして、その詳細は文字起こしをした上で内容の確認としておりますので、少し遅れておりますが、この設置につきましては、令和7年10月の香芝市教育委員会会議の中で、先ほど申し述べました要綱とともに報告し、理解を得ております。

以上です。

○**青木恒子** 9月にこれができたというのに、その前に発表できないと要綱はできないと思うんですけども。例えば議事録の開示がなかったら、ここで議論したということについても、そこに傍聴へ行ってなかったら分かんないんですよ。だから、そういう分においては、議事録はやはり早急に開示していただきたいというふうに思います。

2問目に行きます。

臨時議会でも質問しましたが、関屋小学校へのスクールバスに顔認証カメラ、生体、指紋だったりとかも含む、顔ですから、体に関わる問題です。設置をしていたことにすごく驚いたわけですけども。しかも、その情報は、議会ではなく、企業の新聞から知るといった情報でした。情報は、やはり、そういう企業に先じゃなくて、市民とか、議会とかにすべきだと思います。しかも、その顔認証設置は日本初というふうに、香芝、日本初というふうに紹介されてるにもかかわらず、議員も知らされず実施していたことは不透明な教育行政と言わざるを得ません。今後、顔認証の設置、スクールバスに設置はどうしていくのでしょうか。

○**教育部長** 現時点で、スクールバスに顔認証のカメラを設置する予定はしておりません。

以上です。

○**青木恒子** この問題はマスコミでも大きく取り上げられて、顔認証とかというふうな形で、闇バイトがすごく横行していると。そしたら、そのことがやっぱり、ああ、闇バイトじゃないね、闇のそういう動きがあって、犯罪につながってるということをお聞きしています。そういうことにおきまして、こういうことを安易に、日本初だからというふうに、そして皆さんに知らせずにやっていくというのはいかがなもんかということについて思います。

そしたら、次に行きます。

小学校10校、中学校4校の校舎内に防犯カメラを設置すれば、その予算とスケジュールはどのようになっているんですか。

○**教育部長** 予算とスケジュールでございますが、令和7年度は、当初予算により、全14校のうち、香芝中学校、下田小学校及び二上小学校の計3校に防犯カメラを設置する予定でございます。また、令和8年度は、残り11校のうち、改築する五位堂小学校及び志都美小学校を除く、計9校に防犯カメラを設置する計画をしているため、その関連予算につきましては、令和8年度当初予算に計上する予定でございます。

なお、五位堂小学校及び志都美小学校につきましては、改築時に防犯カメラの設置することを想定してございます。

以上です。

○青木恒子 先ほど予算もお伺いしましたが、令和7年度の3校についての予算、そして8年度の大体の予算はどの程度を考えておられますか。

○市長 香芝中学校、下田小学校及び二上小学校の計3校につきましては、今年度事業で予算も頂戴しておりますので、執行する予定でございます。そして、令和8年度以降につきましては、現在、総務部財政課のほうで査定を進めている中でございますので、細かく詳細が固まり次第、ご説明させていただきたいと思っております。

また、財源につきましては、この防犯カメラの設置につきましても、文部科学省におきまして推進されている施策の一つでもございますので、学校施設環境改善交付金を活用して、令和8年度以降、予算に計上して、財源の確保も併せて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（筒井 寛） 青木議員。

○青木恒子 予算は幾らですかというふうにお聞きしてます。

○議長（筒井 寛） はい、三橋市長。

○市長 令和8年度の予算につきまして……

○議長（筒井 寛） 暫時休憩します。

休憩を解いて再開いたします。

はい、井原教育部長。

○教育部長 申し訳ございません。

令和7年度香芝市一般会計予算に関する説明書では、小学校防犯カメラ設置工事で700万円、中学校防犯カメラ設置工事で1,530万円が記載されております。

以上です。

○青木恒子 それでは、合わせて2,350万円ということだと思えますけれども、例えばこの香芝中学校は最初、当初言われてたのは、中学校に48台というふうに言いましたが、何か台数が減ったということをお聞きしましたが、どういうふうになってるか、お知らせください。

○教育部長 当初、香芝中学校は49台、下田小学校は23台、二上小学校は28台で計画しておりましたが、教育委員会総務課の職員も現地確認をした上で、教育委員会が管理する防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づきまして、その設置目的を達成するために必要な数を精査し、それぞれ香芝中学校は34台、下田小学校は17台、二上小学校は20台とすることとしまして、現在整備を進めているところでございます。

以上です。

○青木恒子 ということは、台数が減ったということですが、その経過についてはまた勉強していきたいと思っておりますが、この3校の予算がそういうふうにごく大きいわけではな

ども、教育の予算というのは本当に潤沢ではないわけですが、そこでこっだけ使ってしまうと、そういうことについてはいかなもんかというふうにも思いますし、中身にも問題があると思います。

その前に、この保護者の説明、まずは子供、学校の主人公の子供の説明、そして保護者の説明のスケジュールはどのようになっていますか。

○教育部長 現在の防犯カメラの設置に関しまして、保護者向けには案内文を送付する予定をさせていただきます。今、議員お述べの説明会ということについては、現在開催の予定はしておりません。

以上です。

○青木恒子 防犯カメラを設置するに当たって、外に設置するにしても、中に設置するにしても、文科省のほうは、随分とこれ繊細な問題を抱えているので、十分に保護者、そして子供に説明する必要があるということを行っています。それについては別に、文書だけでいいということに考えておられるんですか。

○教育部長 防犯カメラは、犯罪またはいじめの未然防止を図るとともに、これらの発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備し、もって児童及び生徒の安全を確保することを目的として設置するものであり、監視や指導を目的とするものではございません。防犯カメラの設置に関しましては、いたずらに不安をあおるような説明会形式を採用するのではなく、児童及び生徒には教員がその設置する目的をしっかりと教えるとともに、児童及び生徒の安心感の醸成を図っていくこととし、保護者にはその旨を示した案内文を送付する対応とすることとしております。

以上です。

○青木恒子 先ほど顔認証の問題についてお尋ねしましたが、この情報というのが一人歩きしたときの怖さというのは皆さんもご存じだと思いますが、肖像権の問題、そして子供たちのプライバシーの保護の問題、すごくこういう問題を抱えてるから、防犯カメラにはなかなか、全国でもそういうふうに入るといふことにはなっていないというのが状況だと思いますが、この防犯カメラを設置するに当たり、やはりほかの自治体の先行事例というのは参考にされているのでしょうか。

○教育部長 他の自治体の事例は参考とはしておりません。しかし、本市が防犯カメラを設置する方針を決定した後、他の自治体において同様に学校施設等に防犯カメラを設置する動きがあることは広く報道されているとおりでございます。

なお、防犯カメラを校舎内に設置することにつきましては、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針により設置するものでございますが、令和7年4月に取りまとめられたこども家庭庁の教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針や、令和7年10月16日に改正しました香芝市いじめの防止等のための基本的な方針などの指針等の内容を踏まえるとともに、香芝市立小学校及び中学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、最終的に設置場

所を決定したものでございます。

以上です。

○青木恒子 外につけていくというのは今全国的にも広がっていったというふう聞いています。そして、校舎内ということについては私は把握していません。何よりも、熊本で問題になったときも2年間かけて審議をしていったという、そういう経過があります。すごく繊細な問題を抱えてるわけですけども、こんな重大なことを学校運営協議会で審議されてきたというふうに思います。地方教育行政法の47条、学校運営協議会とは、保護者や地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みで、地域住民に開かれた学校運営の実現という役割があります。校舎内に防犯カメラを設置することについて、学校運営協議会で審議されたんでしょうか。いかがでしょうか。

○教育部長 学校運営協議会のほうでは審議はしておりません。

○青木恒子 教育委員会が指名した各学校に学校運営協議会を設置し、しかもその方々は報酬も支払っているという、そういうふうな税金も使われてるという学校運営協議会です。地元の学校の整備とか、そういうことにおいては、防犯カメラの設置については審議すべきだと思いますが、いかがでしょうか。しかも、こんなふうに学校の中に三十数か所もつける、まさかどこかの美術館よりも多いんじゃないでしょうか。そんな中で、全国でも事例のない校舎内の防犯カメラについて審議しなかった理由は何なんでしょうか。

○教育部長 学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関でございます。保護者や地域住民等の参画及び協力を通じて、学校と地域との信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全な育成に取り組むことを目的として設置しているものでございます。特に学校長が作成する学校の運営に関する基本方針について協議会の承認を得ることにより、学校運営の透明性と適正性を確保するとともに、保護者や地域住民等に対して運営状況や支援の必要性に関する情報提供を行い、理解と協力を促進する役割を担っているものでございます。

以上です。

○青木恒子 審議しなかった理由についてお尋ねしています。

○教育部長 小・中学校の校舎内に防犯カメラを設置するに当たっては、学校運営協議会の審議は先ほど行っていないという答弁を申し上げましたが、学校運営協議会の所掌事項は香芝市学校運営協議会規則第4条に規定されておりますが、学校長が教育課程の編成に関すること、組織編成に関すること、学校予算の編成及び執行に関すること並びに施設管理及び施設設備等の整備に関することについて、学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得ることであるため、小・中学校の校舎内に防犯カメラを設置するに当たり、教育委員会から学校運営協議会に諮るものではないものと思料しております。

以上です。

○青木恒子 まさに、学校運営協議会が開かれていないということが明らかになりました。学校運営協議会は、その地域の保護者だったり、住民だったり、この学校をよくしていこう

という人の集まりであるはずです。その中で、学校の中に三十数か所も防犯カメラを設置することについて知らなかったとなれば、なおさら問題だというふうに思います。まして、そこから混乱が起こってくるのではないかというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○**教育部長** 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、学校運営協議会の所掌事項に基づいては、学校運営協議会に諮るものではないというふうに思料しております。

以上です。

○**青木恒子** 教育委員会のやる事務の中に、校舎その他の施設、5ページの7、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関することっております。そして、その教育委員会が指名した学校運営協議会です。連動してなかったらおかしいではないでしょうか。このあたり、またお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。

じゃあ、今の質問について何か答弁があったら教えてほしいんですが、よろしいですか。

○**青木恒子** はい。教育委員会の会議の中身と、それと運営協議会とは連動してるけれども、それで検討しなくていいのかどうか。

○**議長(筒井 寛)** 教育委員会と学校運営協議会との連動性についてどう考えるかという質問だというふうに捉えます。いいですか。

井原部長。

○**教育部長** 先ほど繰り返しのご答弁になりますが、学校運営協議会の所掌事項でありますし、教育委員会の権限であるというふうには思料しております。

以上です。

○**青木恒子** まず何よりも、これは公金を使つての学校運営協議会ですから、市民に明らかにされるべきところであるということの認識をしていただきたいと思いますし、今後ともこの学校の問題については必ずそこで協議していただきたいと思いますし、そういうふうなことでお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

今後、香芝市では子どもの権利条例を策定していくわけですが、権利の主体者である子供に防犯カメラ設置についての意見を聞いたかどうか、お尋ねします。

○**教育部長** 先ほども申し述べましたが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針において、防犯監視システムの設置場所は、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効であるとされていることから、小学校の校舎内に防犯カメラを設置するものでございます。児童及び生徒の意見や現場の声は、個別には聴取はしておりません。

以上です。

○**青木恒子** このように、たくさんの防犯カメラをつけるということでは、全国からある意味注目される問題だというふうに思います。しかも、その反対に子どもの権利条例をつくっ

ていくという、そういうふうな香芝市政について、子供が主人公であるはずの学校において子供の声を聞かないというのはいかがなものか、それに税金を投入するのはいかがなものかというふうに思います。

それでは、次に質問します。

教育理念上、防犯カメラを設置したときの子供たちへの影響はどういうふうに考えられていますか。

○**教育部長** 教育理念上、防犯カメラは、犯罪またはいじめの未然の防止を図るとともに、これらの発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備、もって児童及び生徒の安全を確保することを目的として設置するものであり、そもそも監視や指導を目的にするものではないです。このことから、むしろ教員がその設置する目的をしっかりと児童及び生徒に教えるとともに、児童及び生徒の安心感の醸成を図っていくものであると考えていることから、児童及び生徒への好ましい影響はあっても、悪影響はないものと考えております。

以上でございます。

○**青木恒子** 監視とか指導ではない、安全であれば何をしてもいいという問題では決してないというふうに思っています。子供の声を聞いていないのに、なぜ子供の影響はないというふうに考えられたのかも不思議です。子どもの権利条約は、18歳未満の子供の権利です。国際条約で、日本も批准しています。香芝市においても子どもの権利条例が策定されようとしています。その子供の意見を聞かないまま実施するというのは、あまりにも批判が大きくなることだというふうに思います。プライバシーの保護という観点にすれば、干渉されない権利が子供にもあります。私生活をみだりに公開されない権利。学校という本来安心して過ごせるはずの学校で常時監視されるということは、子供のプライバシー権を侵害しているというふうに思います。また、肖像権におきましては、自分の姿を無断で撮影されたり公開されたりしない権利。防犯目的とはいえ、子供たちの姿を記録することは肖像権にも抵触するというふうにも思われます。こういうことがあるから、文科省のガイドラインにおきましても慎重、丁寧な扱ふべき問題だということ指摘されているということについて、また研究のほうをしていただきたいというふうに思います。

そして、つける前には、子供、教育現場、教師、そして保護者、必ず納得と合意の上につけていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**教育部長** 先ほどプライバシーであるとか個人情報、肖像権ということをお述べになりましたが、防犯カメラのこの設置場所、学校での設置場所は、一般の公衆の用に供するような構造等のこととは異なりまして、学校という、教育委員会が管理し、特定の児童や生徒のみが利用する施設であって、しかもその運用については、先ほどから述べましたセキュリティー対策等を施した上で、外部に公開することも予定しておりません。また、全ての教職員が自由にその記録を閲覧することができるというのではなく、施設管理の観点から、必要な場合に限り、校長や教頭の一部の権限を有する者の承認を得て閲覧することがされてい

るようにしているもので、議員お述べの個人情報であるとか肖像権の侵害、そういうことには当たらないというふうに考えております。

以上でございます。

○青木恒子　じゃあ、皆さん、大人として想像してみてください。ある建物の中に三十何か所の防犯カメラがあると、そういうところで本当に安心・安全でというふうに思われるでしょうか。ずっと監視されてる状況が子供の心をいかに萎縮させるか、自由を奪うか、権利を奪うかということについて想像していただきたいというふうに思います。子供の発達は本当に大事です。私たちのことを信頼されていないために防犯カメラがついてると、そういうふうになったら教育は逆効果です。そういうことも含めて、さらに検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。

これをもって質問を終わります。